

○厚生労働省告示第百八十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

表の759から794までの項中

5あり	パニツムマヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ	を	5あり
-----	----------------------	---	-----

パニツムマヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ、レゴラフエニヅ水和物	に、表の795から837までの項中	6あり	パニツムマ
---------------------------------	-------------------	-----	-------

パニツムマヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ	を	6あり	パニツムマヅ、セツキシマヅ、ヘバシズマヅ、レゴラフエニヅ水和物	に、
----------------------	---	-----	---------------------------------	----

表の 1273 から 1290 までの項中

「
4あり アダリムマブ, ギリムマブ, セルトリズマブ
ペゴル
」

「
4あり
」

を

「
アダリムマブ, ギリムマブ, セルトリズマブ
ペゴル, トファシチニブクエン酸塩
」

この 表の 1788 から 1799 までの項中

「
なし
ホララビン
塩酸塩水和
ゾオゾガマ
学療法, 放
G005, J045
」

「
, ダサチニブ水和物, ニロチニブ
物, 三酸化ヒ素製剤, ゲムツズマ
イシン, イマチニブメシル酸, 化
射線療法, J038 (3に限る。) ,
」

を

「
なし
ホララビン, クロファラビン, ダサチニブ水
和物, ニロチニブ塩酸塩水和物, 三酸化ヒ素
製剤, ゲムツズマブオゾガマイシン, イマチ
ニブメシル酸, 化学療法, 放射線療法, J038
」

を

なし

(31に限る。) , G005, J045なし

改める。